

京都市議会基本条例(案)

○ 目次

骨子	条例案
—	目次 前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 市会の位置付けと役割(第3条・第4条) 第3章 議員の位置付けと役割(第5条～第7条) 第4章 市民と市会との関係(第8条～第15条) 第5章 市長等と市会との関係(第16条～第18条) 第6章 議会運営の原則等(第19条～第21条) 第7章 市会の権能強化(第22条～第28条) 第8章 議員の定数及び議員報酬等(第29条・第30条) 第9章 補則(第31条・第32条) 附則

○ 前文

骨子	条例案
<p>前文</p> <p>1 京都市について</p> <p>① 京都市は、悠久の歴史と文化、伝統、多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。伝統産業や先端産業が共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。</p> <p>2 京都市の歴史・沿革</p> <p>① 殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継いでいる。例えば、明治期には、上京、下京のそれぞれに番組（学区）が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。当時の小学校区は、現在も「元学区」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。</p> <p>② また、市域の拡大に伴い、地域特有の文化を育みながら、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。</p> <p>3 京都市会の歴史</p> <p>① このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に、第1回の会議を開き、以後、議決機関としてその役割を果たしてきた。</p> <p>4 京都市会の市会改革の取組</p> <p>① 京都市会は、これまで市会改革に積極的に取り組んできた。</p> <p>5 京都市議会基本条例の制定の必要性・決意</p> <p>① これまでの取組や改革の成果を確かなものとし、地方自治の本旨の実現を目指す。</p> <p>② 市民の負託にこたえていくことを決意し、条例を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>① 京都市は、悠久の歴史と文化、伝統、多様な産業が息づく我が国の財産というべき都市である。また、伝統産業と先端産業とが共存し、多くの学生が学び、多世代が交流し、世界の人々を魅了する「文化の首都」でもある。</p> <p>② 殊に、ここ京都のまちは、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぎながら発展を遂げてきた。</p> <p>③ その一つの例は、番組（学区）である。明治期には、上京、下京のそれぞれに番組が置かれ、町衆の寄付等により、番組ごとに小学校が設立された。番組は、地域の社会福祉をはじめとする地域行政の核となり、当時の小学校区は、現在も「元学区」として、京都独自の地域住民の自治の単位として機能している。</p> <p>④ また、市域の拡大に伴い、それぞれの地域で特有の文化が生まれ、自治の機能が発展し、11行政区から構成される現在の京都市の姿となった。</p> <p>⑤ このような京都特有の自治の下、京都市会は、市制施行後の明治22年（1889年）6月14日に第1回の会議を開き、以後、長きにわたり議決機関としてその役割を果たしてきた。</p> <p>⑥ それに加えて、これまで京都市会は、地方分権時代にふさわしい議会を目指して、市会改革に積極的に取り組んできた。</p> <p>⑦ ここに、京都市会は、これまでの市会改革の成果を確かなものとし、<u>日本国憲法に定める</u>地方自治の本旨の実現を目指すとともに、市民の負託にこたえていくことを決意し、この条例を制定する。</p> <p style="text-align: center;">文言追加</p> <p style="color: red;">（注 上記前文の案に付した①～⑦の丸数字は、検討段階で便宜上記載したものであり、条例案として完成させる際には付記しない。）</p>

○ 総則

骨子	条例案
<p>第1 総則</p> <p>1 条例の目的</p> <ul style="list-style-type: none">① 二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにする。② 議会に関する基本的な事項を定める。③ 市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資する。 <p>2 基本理念</p> <p>骨子とする文章について、次の二つの意見がある。</p> <p>(意見1)</p> <ul style="list-style-type: none">① 京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、「地方自治の本旨」に基づく京都ならではの地方自治を実現する。 <p>(意見2)</p> <ul style="list-style-type: none">① 京都市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、日本国憲法と地方自治法をはじめとする法令の定めにより、「地方自治の本旨」(住民自治と団体自治)に基づく京都ならではの地方自治を実現する。	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会（以下「市会」という。）の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 市会は、長年にわたる京都特有の自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、地方自治の本旨に基づく京都ならではの地方自治の実現に取り組むものとする。</p> <div data-bbox="1323 647 1821 707" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 40px;">「日本国憲法及び地方自治法をはじめとする法令の定めに従い。」という文言は加えないこととする。</div>

○ 議会の位置付けと役割

骨子	条例案
<p>第2 議会の位置付けと役割</p> <p>1 議会の位置付け</p> <p>① 議員と市長とは、共に市民により直接選挙される「市民の代表」であるが、単独で権限を行使する市長に対し、議会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関である。</p> <p>2 議会の役割</p> <p>① 京都市会は、民意を的確に反映・集約し、充実した調査・研究を基に、活発な審議、討議を行い、論点を明確にし、条例の制定や改廃などを通して、京都市としての団体意思を決定する。</p> <p>② 京都市会は、団体意思の決定に至るまでの過程が市民に見える、伝わる、分かりやすい議会運営に努める。</p> <p>第5 市長等の執行機関と議会との関係 (抄)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 監視機能</p> <p>① 京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。</p> <p>3 政策立案・政策提案</p> <p>① 京都市会は、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。</p> <p>3 議会改革</p> <p>① 京都市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。</p>	<p>第2章 市会の位置付けと役割</p> <p>(市会の位置付けと役割)</p> <p>第3条 議員及び市長が、共に市民により直接選挙される市民の代表である一方、単独で権限を行使する市長に対し、市会は、広く公選で集まった多数の議員からなる議決機関であることに鑑み、市会は、<u>主として</u>次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 100px;">文言追加</div> <p>(1) 民意を把握し、市政に的確に反映すること。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）による市政運営が適正に行われているかを監視すること。</p> <p>(3) 民意を反映する市会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案及び政策提案を行うこと。</p> <p>(4) 市長等との議論を通じてより良い政策及び施策の実現に努めること。</p> <p>(5) 充実した調査研究を基に、活発な審議及び議員間における討議を行い、意見を集約すること。</p> <p>(6) 議論を通じて市政の課題に関する論点を明確にすること。</p> <p>(7) 条例の制定や改廃などを通して、本市としての団体意思を決定すること。</p> <p>(8) 団体意思の決定に至るまでの過程が、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努めること。</p> <p>(市会改革)</p> <p>第4条 市会は、不断に市会改革に取り組むものとする。</p>

○ 議員の位置付けと役割

骨子	条例案
<p>第3 議員の位置付けと役割</p> <p>1 議員の使命</p> <p>① 議員は、市民を代表し、京都市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 政治倫理</p> <p>① 議員は、議決責任を深く認識するとともに、市民の範となるよう努めなければならない。</p> <p>② 別に条例で定めている。</p> <p>3 会派</p> <p>① 議員は、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>② 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案・提言及び議案等の審議・審査のために調査研究を行う。</p> <p>③ 会派は、会派間で相互に協議・調整を行い、円滑かつ効果的・効率的な議会運営を図る。</p>	<p>第3章 議員の位置付けと役割</p> <p>(議員の位置付けと役割)</p> <p>第5条 議員は、市民の代表であるとともに、市会を構成する一員として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とする。</p> <p>2 議員は、<u>議決の重み</u>を深く認識するものとする。</p> <p>(政治倫理) 文言修正</p> <p>第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市会議員政治倫理条例の定めるところによる。</p> <p>(会派)</p> <p>第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を<u>有する</u>議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p> <p>(1) 議員の活動を支援すること。</p> <p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。</p> <p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。</p>

○ 市民と議会との関係

骨子	条例案
<p>第4章 市民と議会との関係</p> <p>1 市民との関係の構築</p> <p>① 京都市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民と京都市会との関係を構築していく。</p> <p>2 市民との情報共有・市民の参画の機会の充実</p> <p>① 京都市会は、京都市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の充実に向けて、より一層の市民との情報共有や市民の参画の機会を充実させる。</p> <p>3 請願・陳情の取扱い</p> <p>① 請願の紹介議員による趣旨説明について、積極的な活用を図る。</p> <p>4 公聴会・参考人制度の活用</p> <p>① 公聴会・参考人招致については、制度の趣旨をしっかりと認識し、積極活用に向けて取り組む</p> <p>5 情報の公開</p> <p>① 議会の会議等で用いた資料は、原則公開する。</p> <p>② 会議等の日程、議題等を事前に市民に周知する。</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">京都市会情報公開条例（抄）</p> <p style="color: red;">（会議の公開の推進）</p> <p style="color: red;">第3条 市会は、地方自治法第115条第1項本文の規定により公開する会議はもとより、京都市会委員会条例に定める常任委員会、市会運営委員会及び特別委員会並びにその他の会議についても一層の公開に努めるものとする。</p> </div>	<p>第4章 市民と市会との関係</p> <p>（市民との関係の構築）</p> <p>第8条 市会は、「市民の代表としての京都市会」、「市民と共に行動する京都市会」として、市民との関係を構築するものとする。</p> <p>（市民との情報共有及び市民の参画の機会の充実）</p> <p>第9条 市会は、市政を担う一翼として、主権者である市民が主体となり、市民自らの意思と責任において行われる住民自治の発展に向けて、より一層市民と情報を共有するとともに、市民の参画の機会を充実させるものとする。</p> <p>（請願及び陳情の取扱い）</p> <p>第10条 市会は、請願及び陳情について、適切な処理及び審査を行うものとする。</p> <p>2 市会は、請願の審査に際して、その紹介議員から、趣旨の説明を聴く機会を積極的に設けるものとする。</p> <p>（公聴会及び参考人の制度の活用）</p> <p>第11条 市会は、公聴会及び参考人の制度について、各制度の趣旨を踏まえて、積極的な活用を図るものとする。</p> <p>（会議等の公開の推進）</p> <p>第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等（本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）を原則として公開するものとする。―― 原案どおりとする。</p> <p>2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。</p> <p>3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。</p>

6 傍聴

- ① 本会議及び委員会は、傍聴、インターネットの利用その他の方法での公開に努める。
- ② 委員会について、より臨場感が伝わり、その場で市民の意見を聴くことが可能となるので、直接傍聴を推進する。物理的な条件が課題であれば、定員を設けて実施することを検討する。
- ③ 委員会について、実質的な政策意思決定・審議の場を伝えるために、できるだけ経費をかけない工夫が必要だが、ネット中継を推進する。

②③については、委員会の直接傍聴とネット中継の拡大の試行実施が予定されていることを踏まえ、検討中のものとして、このままの文章で残す。
- ④ 市民が傍聴しやすい環境の整備に努める。

7 広報の充実

- ① 「市会だより」や「市会ホームページ」を充実させる。
- ② 多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。

京都市会情報公開条例（抄）

（総合的な情報の公開の推進）

第4条 市会は、市民が市会の諸活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、多様な広報媒体による情報の提供の充実を図るなど総合的な情報の公開の積極的な推進に努めるものとする。

（会議等の公開の方法）

- 第13条** 市会は、会議等について、傍聴、インターネットの利用その他の方法により公開に努めるものとする。
- 2 市会は、委員会について、政策の意思決定に至る審議の場を広く市民に公開するため、インターネットによる中継を推進するものとする。
 - 3 市会は、直接傍聴など、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

文言追加

原案の第2項として定めていた直接傍聴について、同項を削除し、原案の第4項（現第3項）に盛り込むこととしたため、項番号を繰り上げている。

（広報の充実）

- 第14条** 市会は、市民が議会活動に関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、広報紙、ウェブサイト等を充実させるものとする。
- 2 市会は、多様な広報媒体を活用した情報の提供に努め、総合的な情報の公開を推進するものとする。

8 広聴の充実

① 市民の意見を審査等に反映させるため、広聴の充実に努める。

○ 議会報告会・意見聴取会について

次の二つの意見がある。

(意見1)

骨子として、次の文章を加える。

9 議会報告会・意見聴取会

① 議会として、議会での意思決定について、プロセスも含めて市民に伝える場として、また議会の活動に市民が関わる場として設定することができる。

(意見2)

「議会報告会・意見聴取会」の項目は骨子に掲げない。

(広聴の充実)

第15条 市会は、市民の意見を審議及び審査に反映させるため、広聴の充実に努めるものとする。

(議会報告会及び意見聴取会)

第〇〇条 市会は、市会が行った意思決定を市民に伝える場として、また、市会の活動に市民が関わる場として、議会報告会及び意見聴取会を開催することができる。

【検討事項】

議会報告会・意見聴取会について、条例案に盛り込むかどうか。

○ 市長等の執行機関と議会との関係

骨子	条例案
<p>第5 市長等の執行機関と議会との関係</p> <p>1 市長との関係</p> <p>① 京都市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営していく。</p> <p>2 監視機能</p> <p>① 京都市会は、市長等の執行機関に対する監視機能を充実し、強化しなければならない。</p> <p>3 政策立案・政策提案</p> <p>① 京都市会は、民意を反映する議会の特色をいかして、執行機関では成し得ない政策立案・政策提案を活発に行い、執行機関と京都市会との議論を通じてより良い政策・施策の実現に努める。</p> <p>4 議決事件</p> <p>① 別に条例で定めている。</p>	<p>第5章 市長等と市会との関係</p> <p>(市長との関係)</p> <p>第16条 市会は、二元代表制の下、市長と相互に対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、市政を運営するものとする。</p> <p>(監視機能の充実及び強化)</p> <p>第17条 市会は、市長等に対する監視機能を充実し、強化するものとする。</p> <div data-bbox="1189 528 1697 692" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>原案の第18条として定めていた政策立案及び政策提案の充実に関する規定を削除することとしたため、条番号を繰り上げている。(以下、同様。) ※ 政策立案及び政策提案の充実については、第3条の「市会の位置付けと役割」の中で定めることとした。</p> </div> <p>(市会の議決に付すべき事件等)</p> <p>第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）の策定、変更又は廃止</p> <p>(2) 姉妹都市盟約の締結</p> <p>2 市長は、毎年度、前項第1号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。</p> <p>3 市会は、社会経済情勢等の変化を踏まえ、第1項第1号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。</p>

○ 議会運営の原則等

骨子	条例案
<p>第6 議会運営の原則等</p> <p>1 会期</p> <p>① 議会活動の公正性・透明性の確保や、議員間又は執行機関と議員との活発な討議の実施の観点から必要な審議日数を確保する。</p> <p>2 委員会活動</p> <p>① 正副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会活動と委員会運営に努める。</p> <p>② 委員会での審議等においては、委員長の議事整理権のもと、議員間討議を充実させる。</p> <p>③ 議員間討議の重要な役割として、論点の発見と公開がある。</p> <p>④ 委員会は、研究が必要な事項の有無を議論し、執行機関への積極的な政策提案を行う。</p> <p>3 会議等における質疑応答</p> <p>① 会議等における質疑応答については、論点・争点を明確にして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。</p> <p>② 執行機関は、議員の質問に対し、論点・争点を明確にするため、質問の趣旨を確認することができる。</p>	<p>第6章 議会運営の原則等</p> <p>(会期)</p> <p>第19条 市会は、議会活動の公正性及び透明性の確保並びに議員間又は市長等と議員との間の活発な討議の実施の観点から、必要な審議日数を確保するものとする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第20条 正副委員長は、公平、公正かつ円滑な委員会の活動及び運営に努めるものとする。</p> <p>2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における討議を充実させるよう努めるものとする。</p> <p>3 委員は、委員間における討議を通じて、市政の課題に関する論点を明確にするものとする。</p> <p>4 委員会は、市政の課題に関し研究が必要な事項の有無を議論し、市長等に対して積極的に政策提案を行うものとする。</p> <p>(会議等における質疑又は質問)</p> <p>第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。</p> <p>2 市長等（補助職員を含む。）は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。</p> <p>3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。</p>

○ 議会の権能強化

骨子	条例案
<p>第7章 議会の権能強化</p> <p>1 専門的知見の活用</p> <p>① 議案の審査等においては、学識経験者等の専門的知見を積極的に活用する。</p> <p>2 調査機関・附属機関の設置</p> <p>① 議会活動に関し、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関や附属機関を設置することができる。</p> <p>3 政策研究会等の設置</p> <p>① 議会の調査研究機能、政策形成機能を積極的に発揮するため、必要に応じて各会派の代表による政策研究会を設置する。</p> <p>4 他都市議会との連携</p> <p>① 必要に応じて、他都市議会との連携に積極的に取り組む。</p> <p>5 政務活動費（旧 政務調査費）</p> <p>① 会派及び議員は、政務活動費を活用して、調査研究活動を行い、議会活動の充実強化に努める。</p> <p>② 別に条例で定めている。</p> <p>6 市会事務局</p> <p>① 議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制機能の充実を図る。</p> <p>7 市会図書室</p> <p>① 議員の調査研究に資するため、図書室を適正に管理運営するとともに、機能の充実を図る。</p>	<p>第7章 市会の権能強化</p> <p>(専門的な知見の活用)</p> <p>第22条 市会は、議案の審査等において、学識経験を有する者等の専門的な知見を積極的に活用するものとする。</p> <p>(調査機関等の設置)</p> <p>第23条 市会は、議会活動に関し必要があると認めるときは、学識経験を有する者等で構成する調査機関その他の機関を設置することができる。</p> <p>(政策研究会の設置)</p> <p>第24条 市会は、調査研究及び政策形成の機能を積極的に発揮するため、必要があると認めるときは、各会派の代表による政策研究会を設置することができる。</p> <p>(他の地方公共団体の議会との連携)</p> <p>第25条 市会は、他の地方公共団体の議会と積極的に連携するものとする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第27条 市会は、議員の活動を補佐し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るものとする。</p> <p>(市会図書室)</p> <p>第28条 市会は、議員の調査研究に資するため、市会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実を図るものとする。</p>

○ 議員定数・議員報酬等

骨子	条例案
<p>第8章 議員定数・議員報酬等</p> <p>1 議員の定数</p> <p>① 別に条例で定めている。</p> <p>2 議員報酬及び期末手当</p> <p>① 別に条例で定めている。</p> <div data-bbox="548 375 1041 542" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>原案の第1項「市会は、多様な民意を市政に反映させるために必要な議員の人数を確保するとともに、各選挙区において選出される議員一人当たりの人口の格差を是正するよう努めるものとする。」という規定を削除。 これに伴い、第2項を第1項に繰り上げている。</p> </div>	<p>第8章 議員の定数及び議員報酬等</p> <p>(議員の定数)</p> <p>第29条 議員の定数に関し必要な事項は、京都市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の定めるところによる。</p> <p>(議員報酬等)</p> <p>第30条 議員報酬及び期末手当並びに議員が職務のため出張する場合の費用弁償の支給に関し必要な事項は、京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の定めるところによる。</p>

○ 補則

骨子	条例案
<p>第9章 補則</p> <p>1 他の条例等との関係</p> <p>2 条例の見直し</p>	<p>第9章 補則</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第31条 市会に関する他の条例，規則等を制定し，又は改廃する場合においては，この条例の趣旨を尊重し，この条例に定める事項との整合を図るものとする。</p> <p>(条例の検討)</p> <p>第32条 市会は，条例の施行後，条例の目的が達成されているかどうかについて検証し，その検証結果を勘案して，必要があると認めるときは，この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。</p>

○ 附則

骨子	条例案
<p>—</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <div data-bbox="1534 1228 2027 1316" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>施行期日については、公布日と同日ではなく、確定日を設けるといふ全会派の共通認識の下、現時点では、具体的な年月日は明記しないこととした。</p> </div> <p>1 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>(関係条例の廃止)</p> <p>2 京都市会の議決に付すべき事件等に関する条例は，廃止する。</p>